第八条第一項	第八条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
一歳に満たないもの	一歳（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定による申出により育児休業をする場合にあっては、一歳二か月）に満たないもの
第四条各号（第四条の二において準用する場合を含む。）	第四条各号（第四条の二（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）において準用する場合を含む。）（これらの規定を第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
一歳到達日又は	一歳到達日（当該配偶者が法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する法第五条第一項の規定によりした申出に係る法第九条第一項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）に規定する育児休業終了予定日とされた日が当該子の一歳到達日後である場合にあっては当該育児休業終了予定日とされた日）又は
第五条第三項	第五条第三項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
又は第四項	又は第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四条の三各号	第四条の三各号（これらの規定を第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第五条第四項	第五条第四項（法第九条の六第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第四条の四	第四条の四（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第九条各号	第九条第一号から第四号まで、第五号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第六号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）
第十七条各号	第十七条第一号から第三号まで、第四号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）及び第五号（第二十条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）